

小金井市環境報告書 平成23年度版



(市の鳥カワセミ)

小金井市環境部

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | |
| 1. 環境報告書のねらい | 1 |
| 2. 環境報告書の位置づけ | 2 |
| 3. 環境報告書の構成と内容 | 4 |
| 4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み | 6 |
| 第2章 環境啓発事業 | |
| 取り組み1 | |
| 環境講座 | 8 |
| 取り組み2 | |
| 環境フォーラム | 9 |
| 取り組み3 | |
| 環境施設見学会 | 10 |
| 小金井市環境賞 | 10 |
| 第3章 基本計画の取り組みの進捗状況 | |
| 1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる | 12 |
| 2. 緑を守り育てる | 14 |
| 3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する | 17 |
| 4. 自然環境を一体的に保全する | 20 |
| 5. 公害を未然に防止する | 21 |
| 6. 小金井らしい景観をつくる | 24 |
| 7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる | 27 |
| 8. 地域から地球環境を保全する | 30 |
| 第4章 市役所としての取り組み | 33 |
| 第5章 環境基本計画の推進に関すること | 39 |
| 第6章 今後に向けて | 40 |
| 資料編 | |
| 小金井市の環境の状況 | 42 |
| 用語解説 | 85 |

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、平成23年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取り組みの方向に沿って、どれだけの取り組みが進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取り組みの改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組みに沿って、次のような情報を掲載します。

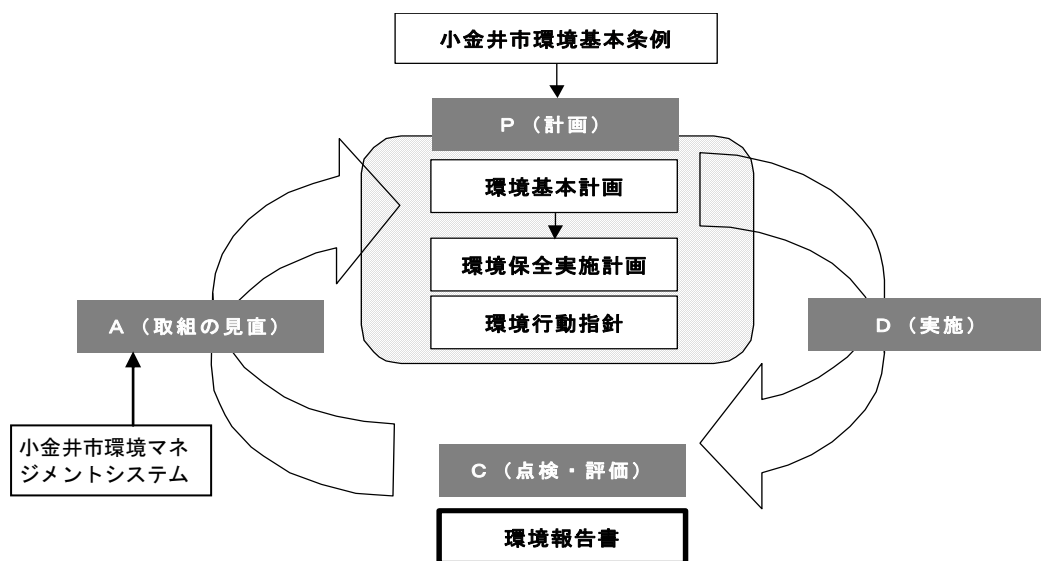
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取り組みの状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取り組みの成果や課題を確認するためにさまざまな主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

2. 環境報告書の位置づけ

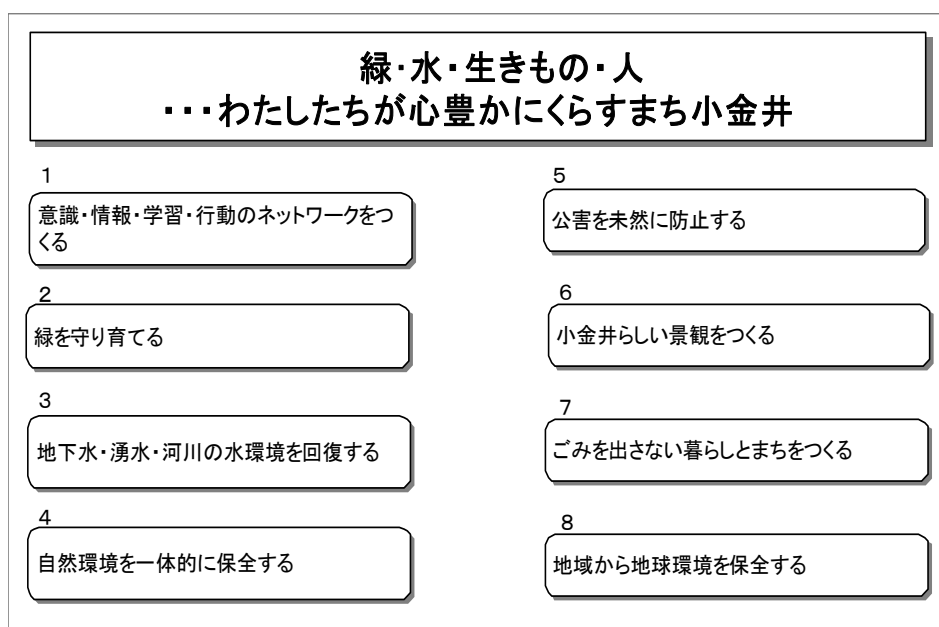
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取り組みの実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

図 小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取り組みの体系と方向が示されています。

図 環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方にに基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

第2章 環境啓発事業

環境啓発事業は、小金井市環境市民会議と小金井市の共催事業として行われています。「かんきょう」に取り組む市民、環境団体、教育機関、企業の方々をつなぐ場として行っています。

第3章 取り組みの進捗状況

環境基本計画第3章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取り組みの方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取り組みの状況を報告します。

上記の取り組みは、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画でお示しています。

第4章 市役所としての取り組み

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

第5章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、さまざまな方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造のための直接的な事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、市域の環境保全等を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている計画の推進体制、財源、基金、指標、行動指針、環境マネジメントシステムなどについて状況をチェックし報告します。

第6章 今後に向けて

環境報告書の作成を通して明らかになった環境行動や取り組みにおける問題点やその改善策、及び平成23年度環境報告書に対する環境審議会からの評価結果を掲載します。

資料編

市の環境に関するデータ等を掲載します。

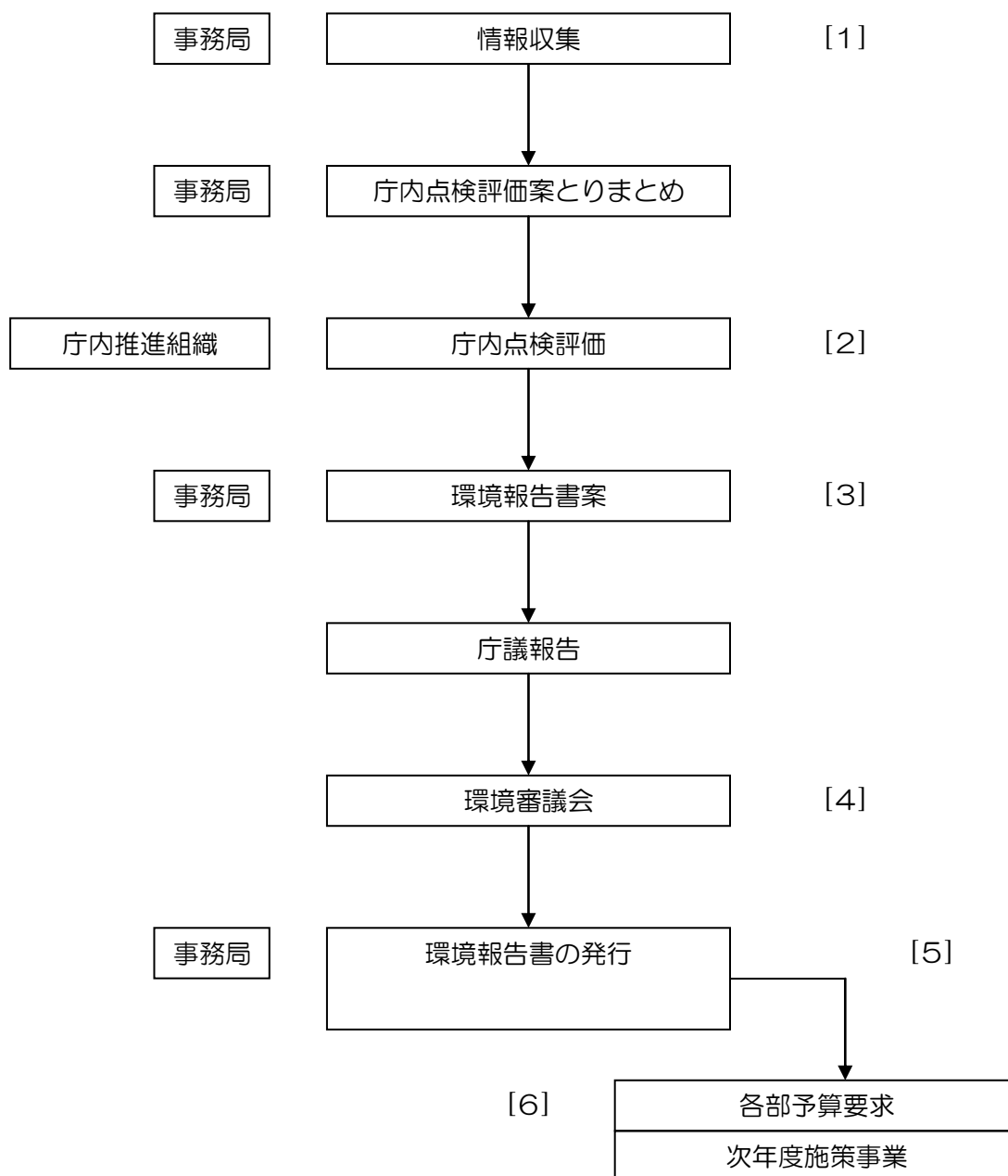
用語解説

環境報告書に記載されている用語の解説です。

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。

図 環境報告書作成の流れ



- 〔1〕 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。
- 指標に基づく環境現況及び取り組みに関するデータ
 - 市の各部局の施策事業の実施状況
 - 重点的取り組みの進捗状況
 - 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況
- 〔2〕 上記〔1〕の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取り組みの進捗を点検評価します。
- 〔3〕 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- 〔4〕 環境報告書案を環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取り組みの実施状況を評価します。
- 〔5〕 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- 〔6〕 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度の予算要求・施策事業に反映させます。

第2章 環境啓発事業

平成17年度から、小金井市環境基本条例第27条にある小金井市環境市民会議と協働で3つの環境保全に関する啓発事業を開催しています。

平成23年度の取り組みを紹介します。

取り組み1

○ 環境講座1

震災を経て～人と環境の持続可能なあり方を考える～

とき：平成23年5月19日（日）

会場：萌え木ホール

講師：原 剛さん（早稲田大学特命・名誉教授）

環境ジャーナリストとしての視点から、「環境」とは何か？という問いかけから講座はスタートしました。かつて人と環境は、地域の文化、風景、信仰、風土によって結ばれていました。災害の極限状態の中、人と人をつないだものもそれらでした。

人は環境によって支えられ、環境もまた人によって支えられています。

思想性とも言うべき「言葉にならないもの」にも踏み込みながら「環境」を内面から考える講座になりました。

○ 環境講座2

被災地・市民からの復興

とき：平成23年12月17日（土）

会場：小金井市環境配慮住宅型研修施設

講師：舘 敬さん（なこそ復興プロジェクト代表）

菅野 道生さん（東日本国際大学准教授）

地域住民たちや市民活動グループの声を受けて専門家たちと立ち上げた再生プロジェクトの進行状況を、なこそ復興プロジェクト代表・舘敬さん、地域の教育機関の立場から支援協力を続けている、東日本国際大学・菅野道生さんにお話をうかがう環境講座を開催しました。

お二人からは、新たな環境のまちづくりに向けての復興の様子や、それに関わる人々の活動のお話を聞くことで、失われた環境を取り戻そうとする人々のひたむきな姿勢に触れ、“生きるための”環境のあり方について前向きに考えることができました。

なお、会場では住民が提案する復興公園モニュメントの募金活動を行いました。

○ 環境講座3

環境講座（スパイラルガーデンワークショップ）

とき：平成24年2月12日（日）

会場：小金井市環境配慮住宅型研修施設

講師：矢田 陽介さん（一級造園施工管理技士・ボタニカン代表）

30名以上の参加者の全員が限られたスペースのスパイラルガーデンの作業に当たるとは困難であること、環境配慮住宅型研修施設の自然エネルギーを生かし、多様な生物と寄り添う省エネ快適ライフを紹介するため、参加者を3つのグループに分け、「スパイラルガーデン作業体験」「生き物解説」「環境配慮住宅型研修施設の快適性のヒミツ解説」の3つを30分交代で体験してもらいました。

ガーデン作業では、講師の矢田さんを中心に石や土の造成から、ハーブ類の植栽に至るまでの作業を行いました。

生物解説では、スパイラルガーデン以外の部分で「水路に植栽された食べられる植物、絶滅危惧種に指定された動植物」「建物西側に植栽された渋柿、梅、小檜、エゴノキを植栽した意義」「建物北側の陰湿地に植えた植物」「周辺の白樫の利用価値」等について解説を行いました。

環境配慮住宅型研修施設の快適性のヒミツ解説では、太陽光だけでなく自然の雨や風等あらゆる自然エネルギーや資源をどのように快適空間の演出につなげるかなどのしくみについて説明しました。（参加者33名）

取り組み2**環境フォーラム（環境映画祭 in 小金井 2012）**

とき：平成24年1月20日（金）21日（土）22日（日）

会場：小金井市民交流センター 小ホール

小金井公民館本館 視聴覚室、学習室A・B

主催：小金井市環境市民会議、「幸せの経済学」上映実行委員会、小金井市

協力：トランジションタウン小金井・さくらファンド（小金井市社会福祉協議会）

2005年から始まった環境フォーラムの2011年度は、環境についての映画を集めて上映する小金井環境映画祭となりました。これまでの環境フォーラムでは、多くの団体、個人と環境について考える企画を続けてきましたが、今回は映像という視覚的な媒体を介することで、新たな視点で環境について考え、語り合える場となることを目的としました。

3月11日の大震災以来、環境問題をめぐる議論は、原発、放射能から、エネルギー問題、さらに経済やコミュニティのあり方まで、多様に広がりました。しかし、その根底には「地域にとって、個人にとって、幸せとは何か？」という疑問があり、この時代を生きる私たち一人一人がその答えを求めていることに気づかされました。

そういった状況をふまえ、環境映画祭を開催するにあたり、“本当の幸せって…？”という素朴な疑問を映画祭のテーマと設定しました。それぞれの映像作品に込められたメッセージを受け止めながら、各回にトークセッションを付帯させることで映画祭のテーマについて市民と共に考えることができました。

地域の団体や個人も選考に加わった上映作品は、古いものから新しいものまで、私たちの暮らす足元のことから地球規模で環境問題を俯瞰したものまで、多種多様なものが集められました。(入場者780名 / 3日間)

取り組み3

環境施設見学会（かんきょうフィールドワーク）

とき：平成24年2月17日（金）

場所：マイクロ水力発電所（東京発電鷺沼発電所）

メガソーラー発電所（東京電力浮島太陽光発電所）

公募市民を含む総勢23名（男性16名、女性7名）の参加を得て、環境施設見学会が行われました。平成23年3月5日に行われた「エネルギー生産の現場を観る」の第二弾と位置付け、震災後にわかに注目を集めた「新エネルギー」であるマイクロ水力発電所とメガソーラー発電所を訪問しました。

マイクロ水力発電所は、浄水場から配水池に流れ落ちる水道水の力「自然エネルギー」を利用して発電するというもので、川崎市の上下水道局が水力エネルギーを提供し東京発電株式会社が発電所の運転管理を行っているものです。発電量は50万kWh/年と一般家庭の電力量に換算すると概ね150世帯分です。発電施設全体は大変小さく、また発電機本体も「発電所」のイメージを変えてしまう大きさでした。

メガソーラー発電所は、川崎市の廃棄物処理施設に隣接した埋立地に位置しています。埋立地のため一般施設の建設が制限され利用ができない期間川崎市が敷地の提供を行い、東京電力株式会社が発電所の運転管理を行うものです。発電量は、740万kWh/年で、一般家庭の電力量に換算すると概ね2,000世帯分といったところでしょうか。発電所に隣接する「かわさきエコ暮らし未来館」では、川崎市の歴史に始まり、再生可能エネルギー、資源循環などのガイダンスを受け展示を見学しました。

小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成15年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧

| | 年 度 | 受 賞 者(団体・個人) |
|-----|--------|--------------|
| 第1回 | 平成15年度 | 野川ほたる村 |

| | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| 第2回 | 平成16年度 | 都立小金井工業高校整美委員会・少林寺拳法部 |
| 第3回 | 平成17年度 | 阿部 正敏さん |
| 第4回 | 平成18年度 | 株式会社 武蔵野 |
| 第5回 | 平成19年度 | グリーンサム小金井 |
| 第6回 | 平成20年度 | みどり剪定サークル 市立小金井第二中学校生徒会・整美委員会 |
| 第7回 | 平成21年度 | はけの森調査隊 |
| 第8回 | 平成22年度 | 法政大学環境系総合サークル「H・E・L・P！」 |
| 第9回 | 平成23年度 | 小金井を美しくする会 |

平成23年度小金井市環境賞は、「小金井を美しくする会」に決まりました。

「小金井を美しくする会」は2か月に1回、定期的に市内の清掃活動を実施し、身近なところから市民のクリーン意識の向上を図ろうと啓蒙活動を行ってきた功績が評価され、表彰されました。

第3章 基本計画の取り組みの進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

市内では、学校、大学、市民団体をはじめとし、さまざまな団体や機関が、環境学習や環境保全に取り組んでいます。それらのさまざまな主体の連携をはかり、小金井らしい創造的な環境保全活動を一層進めていくことが今の課題です。そのために、小金井市環境基本条例で大きな柱の一つとされている「環境学習」に全市で取り組み、また環境保全の活動を行っている団体をつないだり、さまざまな主体の力が最大限に発揮されるようにコーディネートすることが重要です。また、これらのことを支えるために、情報を誰もが活用しやすい形で発信することや、情報を行動に結びつける工夫を行います。

1-1 環境学習の推進

小金井全体で環境学習を進めていくために、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、学校、公民館などをつなげます。それらの主体が中心となって、小金井らしい環境学習の構想や計画をつくり、体験や技術・技能を重視したプログラムづくりや人材育成を進めます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------|----------|---|
| 1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める | 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める。 | 環境博覧会等で行っている。 | 環境政策課 | 継続 | 環境博覧会の開催、環境市民会議への出席等を通じて、連携とネットワーク化を進めている。 |
| | 市民の自主的活動を支援する。 | 社会教育関係団体登録・出前講座 | 生涯学習課 | 継続 | 出前講座全46回（うち環境政策課関係1回） |
| 1-1-2 環境学習の構想・計画をつくり、進める | 環境学習を行う人材登録と提供をする。 | 人材の把握に努め、学校に紹介する。 | 指導室 | 継続 | 学校へ人材を紹介した。（1名） |
| | 環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくりをする。 | 人材、団体の把握に努める。 | 環境政策課 生涯学習課 | 継続 | 環境市民会議への出席等を通じて、人材、団体の把握に努めている。（環境政策課） 市民講師の登録・紹介（生涯学習課） |
| | 学習活動のリーダーやコーディネーターとなる人材育成を支援する。 | 人材の把握に努める。 | 生涯学習課 | 継続 | 市民講師の登録・紹介 |
| | 環境学習関連資料の提供をする。 | 環境教育にかかわる資料を学校に提供する。 | 指導室 | 継続 | 前年度までに学校へ配布済の環境副読本CDを活用するための消耗品を学校へ提供した。 |

| | | | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-------|----|--|
| 1-1-2 環境学習の構想・計画をつくり、進める | 環境学習関連資料の整備・提供をする。 | 環境学習プログラムに役立つテーマ別蔵書紹介を行う。 | 図書館 | 継続 | 選書基準に基づき、環境政策に関する資料を蔵書しているが、冊数までは把握できていない。 |
| | 環境教育推進にかかわる教員の研修会を開催する。 | 環境教育推進委員会の開催 | 指導室 | 継続 | 年3回実施、延参加人数48名 |
| | 体験学習や観察会・講座を開催する。 | 成人大学、成人学校、子ども体験教室 | 公民館 | 継続 | 市民講座「野川を歩くⅡ」を実施。(7回延べ参加人数171人。)成人学校「菜園教室」を実施。44回、延べ参加人数870人。」「東京の湧水・水辺散策」を実施。(3回、延べ参加人数45人。))「江戸野菜に親しもう」を実施。(44回、延べ参加人数842人。))「植物観察会」を実施。参加20人。子ども体験講座を実施。(4回、延べ参加人数51人。)) |
| | 体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。 | 講習会等の開催を後援する。 | 環境政策課 | 継続 | 環境講座(H24.2.12) |

1-2パートナーシップ・ネットワークづくり

さまざまな団体や個人の活動をつなぎ、ネットワークを活かしてより大きな動きをつくっていくためのコーディネート機能を重視します。市が自らコーディネート機能を担うとともに、コーディネーターの養成や支援も行います。また、広域的な連携による環境保全にも取り組みます。地域の課題を地域自らが解決していかれるよう、地域コミュニティの活性化や、地域コミュニティと市民活動団体との連携などを進めます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績(具体的な数値・実施内容等)・検討課題・自己評価等 |
|----------------------------------|--|-------------------------------|-------|----------|--|
| 1-2-1 環境保全活動のネットワーク化とコーディネートを進める | 環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーション(講座・学習会等の開催)を促進する。 | 講座、学習会、環境博覧会、施設見学会等を協働で行っている。 | 環境政策課 | 継続 | 環境フォーラム(H24.1.20~1.22) 環境講座(H24.2.12) 環境フィールドワーク(H24.2.17) |
| 1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する | 市民・事業者・行政等との情報共有や意見交換の仕組みを整備する。 | 取組の一つとして、環境博覧会を開催している。 | 環境政策課 | 継続 | 環境博覧会、環境市民会議、環境審議会等を通じて市民、事業者との情報共有や意見交換を行っている。 |
| 1-2-4 広域的な連携を進める | 広域的な環境問題に対応するため他地域と連携する。 | 各種協議会に参加する。 | 環境政策課 | 継続 | 東京都市環境・公害事務連絡協議会等への参加を通じて他市と連携している。 |

第3章 取り組みの進捗状況

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------------------|-----------------------------------|---------------------|-------|----------|-----------------------------------|
| 1-3 情報の積極的な活用 | | | | | |
| 1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する | 利用者が活用しやすい環境情報を収集・整備・提供する。 | ホームページ等で情報発信する。 | 環境政策課 | 継続 | 各種情報を市報、ホームページ等で周知した。 |
| 1-3-2 効果的な情報発信を工夫する | 市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。 | ホームページ等で情報発信する。 | 環境政策課 | 継続 | 各種情報を市報、ホームページ等で周知した。 |
| 1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネートを進める | 市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。 | 湧水調査をし、環境報告書等に記載する。 | 環境政策課 | 継続 | 3か所実施・年2回6月、12月 |
| | 環境行動指針を普及、啓発する。 | 市報等で啓発する。 | 環境政策課 | 継続 | 環境フォーラム等で配布 |

2. 緑を守り育てる

緑に恵まれた小金井ですが、農地・宅地などの緑が減少を続けており、あらゆる方策を活用しながら残していかなければなりません。また、公園や樹林地を適切に管理することや、植樹や施設緑化などにより新しく緑を増やしていくことも、これからの小金井の大切な課題です。緑を守り育てるためには、全ての主体が協力しあって進めることが必要で、そのために市全体の緑の保全方針を早期に明確にすることが不可欠です。

2-1 緑の保全

大規模な公園緑地など持続性が保証された緑地の適切な管理や整備を行います。

民有地の緑は、相続の発生などにより急速に減少していくおそれがあります。また、公園や樹林地などで管理が十分行われていないところもあります。重点的に保全すべき緑など保全方針を明らかにし、さまざまな指定制度の活用や、公的資金・市民の寄付などによる買い取り、市民による維持管理の参加・支援などを組み合わせて緑を守っていきます。条例や計画など市独自の緑の基準づくりも検討します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------------|----------------------------|---|-------|----------|--|
| 2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する | 緑の基本計画の推進等によりまとまった緑地を保全する。 | 国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにする。 | 環境政策課 | 充実 | 特別緑地保全地区に指定している滄浪泉園の隣接地(929㎡)を取得し、区域を拡大した。 |

| | | | | | |
|-------------------|--------------------------------|---|----------|----|---|
| 2-1-3 緑の管理と活用を進める | 緑の現況に関する調査をする。 | 基礎データの調査をする。 | 環境政策課 | 継続 | 滄浪泉園内の樹木調査を実施し、園内の樹木の本数、大きさ、位置について台帳を作成した。 |
| | 保存生垣指定や保存樹木指定等の制度を活用する。 | 保存樹木の内一定規模の巨樹のリスト作成 | 環境政策課 | 継続 | 継続していく。 |
| | 宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。 | まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。 | まちづくり推進課 | 継続 | 平成23年度 3%の公園・緑地設置案件 6件、6%の公園・緑地設置案件 1件 今後も、一定規模以上の事業については、公園・緑地の設置を指導する。 |
| | 市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。 | 緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。 | 環境政策課 | 継続 | 緑地保全対策審議会から提案のあった保存緑地所有者へのアンケート調査を平成24年度に実施する。 |
| | 市民参加（ボランティア）による公園等の管理を普及・啓発する。 | 清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。 | 環境政策課 | 継続 | 花壇ボランティア 3団体 公園美化サポーター 15団体 剪定ボランティア 1団体 |
| | 市民緑地制度の活用の可能性を検討する。 | 土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。 | 環境政策課 | 継続 | 新たに市民公開を前提とした緑地を指定する場合には、積極的に市民とともに守り、活用する市民緑地制度を活用する。 |
| | 雑木林の保全に努める。 | 公共緑地として保全に協力する。 | 環境政策課 | 継続 | 現在の公共緑地は、公共緑地として継続して保全していく。 |

2-2 緑の創造

新たな公園整備、敷地や建物の緑化などを進めます。緑化にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、地域の生態系に望ましい植物種を選ぶ配慮などを重視します。緑化の努力に対する助成や表彰なども行っていきます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------|----------|--|
| 2-2-1 新たな公園緑地等を確保する | 公園整備事業により緑地を確保する。 | 公共緑地として保全に協力する。 | 環境政策課 | 継続 | 土地所有者との間で7年の無償使用貸借の契約を締結し、市民の手で育み・使われ・親しまれる身近な緑地を新設。 |
| | 沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。 | 都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。 | 道路管理課 | 継続 | 都市計画道路3・4・12（施工延長24m）低木植栽165㎡ 都市計画道路3・4・3（施工延長51m）H23年度は植栽部なし |

第3章 取り組みの進捗状況

| | | | | | |
|---------------------|-------------------------|--|-------|----|---|
| 2-2-1 新たな公園緑地等を確保する | 大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。 | 開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。 | 環境政策課 | 継続 | 開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求めている。(23年度24件) |
|---------------------|-------------------------|--|-------|----|---|

2-3まちづくりにおける農の活用

農業者や農業団体、農業委員会、市民などが連携して、農をまちづくりの中に位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐をもって農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、安心でおいしい食糧の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みが受けられるようになります。

農業者と一般市民との顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援・育成や、援農や交流の仕組みづくり、営農の継続が難しい農地の市民農園や公園化などに取り組みます。

また、在来品種の保存に取り組み、生物多様性と地域の文化の保全を目指します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績(具体的な数値・実施内容等)・検討課題・自己評価等 |
|------------------|------------------------------|---|-----------------------|----------|---|
| 2-3-1 農地を保全・活用する | 農業の担い手の支援・育成をする。 | 年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ■簿記講習会 講習会回数：7回 参加人数：延べ35人 ■認定農業者支援 申請数：7農家 予算額：2,500千円 執行額：2,500千円 内容：農業用施設整備事業、農業用機械等導入事業、地産地消・環境保全型農業推進事業 |
| | 生産緑地を保全する。 | 都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。 | 環境政策課 経済課 農業委員会 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ■生産緑地の保全 追加申請数：2件 追加面積：2,180㎡ 農地利用状況調査(5月～10月)を実施し、肥培管理不十分農地に対して指導を行った。 |
| | 市民と農業者の連携による援農と交流のしくみづくりをする。 | 体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深めている。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ■体験農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46㎡ 内容：夏作・秋作の農作物の講習会を行い、収穫した農作物は収穫祭を行い、農業者と市民との交流を深めた。 |

| | | | | | |
|----------------------|----------------------------|--|--------------|----|---|
| 2-3-1 農地を保全・活用する | 借地契約等により市民農地を開設する。 | 園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。 | 経済課 | 継続 | ■市民農園 農園数：4農園 区画数：270区画 面積：5,816.37㎡ 課題：農園利用希望者が年々多くなっていることから、新たな農園を1農園、平成24年度に開園することとした。 |
| | 環境保全型農業事業を促進する。 | バイオマス事業の推進を図る。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | 食品リサイクル堆肥の農家での使用推進を図る。 |
| 2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する | 地場野菜の利用・流通支援等により地産地消を促進する。 | 一日生活教室を通じ、庭先販売の地場野菜を使った料理講習会を開催。地場野菜への興味を促すと共に、新たな作物を小金井のブランドに向けて模索する。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | ■料理講習会 開催回数：2回 参加人数：57人 内容：地元野菜を使った料理教室を夏野菜、秋野菜と分け2回開催した。 ■江戸東京野菜、ルバーブ 小金井特産品として農業祭や井ぶりフェア等様々なイベントを開催し、PRした。 |

3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

緑とともに水にも恵まれた小金井ですが、現代の急速な都市化は、水の水循環に大きな障害を生じさせています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって河川の水量が減少し、また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。河川の水質では、一定量以上の降雨時に下水の越流水が排出され河川を汚すという問題が残されています。

環境基本計画の水に関する第3章第3節は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を兼ねており、専門家の調査や提言に基づいて具体的な施策や取り組みの方向を示しています。水循環の仕組みを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、水循環の回復・実現に向けたこれらの施策や取り組みを実践していきます。

3-1 地下水・湧水に関する現況把握

地下水・湧水の保全を進めるために、水循環の仕組みや水環境の現況を把握します。地下水位、地下水の流れ、地下水脈、湧水の湧出量や水質、野川の水量や水質、井戸の状況などについて定期的・継続的なモニタリングの体制を整えます。また、地下水の流れを把握するための観測井を設置します。

調査・収集したデータをもとに、市域の水収支の把握と分析を行って水環境保全の方策検討に役立てるとともに、データや専門家による調査結果などはわかりやすい形で公開・活用していきます。

第3章 取り組みの進捗状況

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------------------|---|---|-------|----------|---|
| 3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する | 地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。 | 定期的な水質の検査により「より安全なおいしい水」を届ける。 | 水道課 | 完了 | より安全なおいしい水を届けるため、定期的な水質の検査を行った。 |
| | 地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。 | 定期的な水質の検査をする。 | 環境政策課 | 継続 | 14か所実施、年4回7月・10月・12月・2月 |
| | 湧水調査をする。 | 3か所の湧水調査を行っている。 | 環境政策課 | 継続 | 3か所実施・年2回6月、12月 |
| | 定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。 | 環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行なう。 | 環境政策課 | 継続 | 環境市民会議と協力し、地下水位の測定を行っている。 |
| 3-1-2 地下水・湧水についての情報を整理・分析・提供する | 飲料水や地下水についての情報提供をする。 | 水質検査の結果を東京都ホームページで公表する。市民からの水質苦情に対する情報提供を行う。 | 水道課 | 完了 | 水道水及び地下水の放射能測定結果について、東京都からの情報提供を受け、市ホームページで公表した。また水源、浄水所等、水道水に関する各種の問い合わせに対応した。 |
| | 地下水・湧水についての情報整理・分析をする。 | 井戸14地点湧水1地点の水質測定を年4回行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析している。 | 環境政策課 | 継続 | 14か所実施、年4回7月・10月・12月・2月 |

3-2 地下水・湧水の保全

地下水・湧水を保全するために、雨をできるだけ地下に浸透させて、地下水を涵養し、地下水位を確保します。そのための方策として、雨水浸透ますをはじめとする浸透施設の設定促進とその効果検証、農地や緑地の保全、雨水貯留、下水道に流れ込む雨水量の把握と削減、用水路の復活などに取り組みます。また、地下構造物の建築によって地下水の流れが妨げられることがないように、法律や「小金井市地下水及び湧水を保全する条例」に基づき地下水影響工事のチェックを確実にを行います。また湧水涵養域を明らかにして保全施策を検討していきます。

さらに地下水の水質を保全するために、地下水の定期的・継続的な調査・監視を行うとともに、地下水質に影響を与えるおそれのある事業活動などに対する監視・規制や指導を徹底します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------|---|--|-------|----------|---|
| 3-2-1 地下水水位を確保する | 雨水浸透施設等設置を促進する。 | 市民等に設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付する。 | 下水道課 | 継続 | 平成24年3月31日現在市全体で雨水浸透施設設置率は、56.4%となっている。引き続き事業を推進する。 |
| | 雨水タンクその他の市民・地域の取組の支援・促進をする。 | 雨水貯留施設設置費補助制度により行う。 | 環境政策課 | 継続 | 実績：19件 |
| 3-2-2 地下水脈の分断を防止する | 地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類提出の仕組みの整備と運用する。 | 提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行う。 | 環境政策課 | 継続 | 開発に係る工事には、小金井市地下水及び湧水を保全する条例を周知している。 |
| 3-2-3 地下水質を保全する | 地下水水質監視する。 | 井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定する。 | 環境政策課 | 継続 | 14か所実施、年4回7月・10月・12月・2月 |

3-3 河川環境の保全

野川、仙川、玉川上水などの河川や用水の親水性を高め、生きものの生息環境を保全するために、安定した流量と水質を確保します。河川流量の確保には、雨水の地下浸透や、雨水を河川に直接流入させる、玉川上水から砂川分水・小金井分水に用水を導入する、市民が雨水浸透や節水に取り組むなどのさまざまな方策を検討・実施します。水質では、下水道の合流改善や、国・都・近隣自治体と協力した玉川上水の高度処理水の水質改善さらに河川水等の利用に取り組めます。また流量確保や水辺生態系の保全により自然の浄化能力を維持・回復します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------|--------------|---|------|----------|---|
| 3-3-2 河川水質を保全・回復する | 合流式下水道を改善する。 | 雨水吐き室にきょう雑物などの除去装置等の設置及び雨水浸透ますの設置を推進することにより越流水の水質を監視する。 | 下水道課 | 継続 | 除去施設等の設置については、全9ヶ所中7ヶ所が設置済みとなり、また、平成24年度中に雨水浸透施設を150ヶ所設置する予定。事業は、順調に推移している。 |

3-5 水の循環的利用

水の大切さや水循環の仕組みについての普及啓発を進め、家庭や事業所等での節水を促

進めます。また公共施設や大規模施設での中水利用や、市民のアイデアを活かした雨水利用の実践などを進め、上水利用をできるだけ抑えます。地下水の利用は、保全を図りながら、おいしい水道水や災害時水源として利用し続けていかれるように、利用した分を補うだけの地下水涵養や、井戸の適正管理を行います。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------|------------------------|--------------------------|-------|----------|--|
| 3-5-1 節水を進める | 日常生活や事業活動における節水の啓発をする。 | 市報・ホームページ・水道週間行事等 | 水道課 | 完了 | 水道週間（6月）に「水道なんでも相談」及び「梶野浄水所見学」を実施した。 |
| | 節水型機器・製品の普及促進をする。 | 節水コマ無料配布 | 水道課 | 完了 | 水道課窓口や水道週間行事会場で、希望者に無料配布した。 |
| | 日常生活や事業活動における節水の啓発をする。 | 環境行動指針の啓発などを通じ環境負荷軽減を図る。 | 環境政策課 | 未実施 | 平成24年度より実施。 |
| 3-5-3 地下水の適正利用を進める | 災害時利用のための井戸の管理 | 防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。 | 地域安全課 | 継続 | 防災井戸は年3回（3月・7月・11月）に保守及び水質検査を実施。災害用井戸（33件）は年1回2月に水質検査を実施 |

3-6 市民等の啓発と連携

地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関するわかりやすい情報提供や、市民参加のモニタリング、学習・保全活動により、市民の地下水に対する関心や理解を高めながら、保全活動を広げていきます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-------|----------|-----------------------------------|
| 3-6-1 情報収集や保全活動を連携して進める | 地下水や湧水のモニタリングや学習活動を協働して進める。 | 環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。 | 環境政策課 | 継続 | 環境市民会議広報紙により、年間の測定を発表している。 |

4. 自然環境を一体的に保全する

小金井市では、東西に、水辺と一体になった緑が帯状にのびていますが、南北の緑や水のつながりは不足しており、また、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。生態系としての価値や、自然とのふれあいの質を高めるために、緑や水にまとまりや連続性をもたせることが大切です。これまでも市のさまざまな計画にすでに示されてきた水と緑のネットワーク構想を実現させること、野川の自然、急速に減少している屋敷林の保全などが、そのための大きな課題です。

4-2 生物の多様性の保全

大規模公園などの面的にまとまった緑、国分寺崖線（はげ）などの帯状の緑、屋敷林や農地などの点的に連続した緑を保全し、中でも緑と水の一体性がある地点を重視します。

学校ビオトープなど生息空間を新たに増やす努力や、野川等の自然再生をさまざまな主体で意見を出し合いながら進めます。団体との連携や市民参加により、動植物の実態を調査し、調査結果をもとに、動植物に配慮した河川や緑地の管理を実施したり、市民の動植物保護に対する意識啓発、参加を促します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------|------------------------|---------------------|-------|----------|-----------------------------------|
| 4-2-1 生息空間を保全・創造する | 湧水地生態系を調査する。 | 湧水地の生き物の調査を行う。 | 環境政策課 | 継続 | 3か所実施・年2回6月、12月 |
| | ビオトープを学校と地域市民と協働してつくる。 | 小学校や野川自然再生事業（都）で行う。 | 環境政策課 | 継続 | 野川調節池で、自然再生の取り組みを行っている。 |

5. 公害を未然に防止する

市では目立った公害は発生していませんが、一部、道路騒音や地下水水質などで環境基準を超過しており、また、住宅と事業所の近接地域で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

行政や事業者等が、それぞれ監視・測定や規制・指導、発生抑制など公害の未然防止に向けて必要な措置をとることや、公害が発生した場合に迅速で的確な措置がとれる体制を整えておくことに加え、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなどによる有害化学物質対策も必要です。

5-1 公害対策

大気や土壌の汚染、水質の汚濁、騒音など、環境基準が定められた公害について監視・測定を継続的に行います。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災以降深刻な社会問題となっている空間および食品の放射能測定を継続的に行います。都の助成制度等を活用した防止対策や、発生源に対する適切な規制や指導を進めます。また、生活型の公害に対処するために、苦情相談機能や健康の影響などに対する相談も充実させます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----|----------|-----------------------------------|
| 5-1-1 大気汚染対策を進める | 工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置助成をする。 | 小金井市小口事業資金融資あっせん制度により利子の一部を補助する。 | 経済課 | 継続 | 「特別設備資金」のあっせん。申込0件 |

第3章 取り組みの進捗状況

| | | | | | |
|------------------------|--|--------------------------------------|--------------|----|-----------------------------------|
| 5-1-1 大気汚染対策を進める | 公用車等に低公害車の導入を促進する。 | 車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入するよう指導する。 | 環境政策課 | 継続 | グリーン購入ガイドラインにて指導 |
| | 公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。 | CoCoバスの運行による自家用車運転抑制 | 交通対策課 | 継続 | 東町循環で試験的に時間を拡大して運行した。 |
| | 駐輪場の整備・駐輪台数の確保（レンタルサイクルを行い自転車の有効利用を図る） | JR中央線の高架下を利用する。 | 交通対策課 | 継続 | JR中央線の高架下利用について、JRと協議を実施した。 |
| 5-1-2 水質汚染対策を進める | 工場・事業所への排水規制をする。 | 法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。 | 下水道課 | 継続 | 通年をとおして実施している。 |
| 5-1-3 土壌・地下水汚染対策を進める | 化学物質の適正管理を促進する。 | 使用している事業所から報告をもらう。 | 環境政策課 | 継続 | 都条例に基づく提出：21件 市条例に基づく提出：4件 |
| | 除草剤の適正使用を指導する。 | 市民等に広報を行う。 | 環境政策課 | 継続 | 市報掲載 |
| | 低農薬で安全な作物の生産を推奨する。 | 残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | ■残留農薬検査 内容：ウリ科の作物の土壌検査を6検体行った。 |
| 5-1-4 その他の生活環境保全対策を進める | 地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。 | まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。 | まちづくり推進課 | 継続 | 平成23年度 地区まちづくり協議会認定 1件 |
| | 苦情処理・相談機能を充実する。 | 研修参加等により情報収集に努め相談等の充実を図る。 | 環境政策課 | 継続 | 研修等に参加 |
| | 空間放射線量を測定し、市民等への情報提供をする。 | 市報、ホームページによる情報提供をする。 | 環境政策課 | 実施 | 市報、ホームページによる情報提供 |
| | 放射能測定 | 食品の放射能測定を希望する市民に対し、市と協定を結んだ団体が測定する。 | 経済課 | 継続 | 測定件数269件 一般市民188件 給食関係81件 |

5-2 有害化学物質対策

規制・未規制を問わず有害化学物質の環境影響を未然に、そしてより効果的に低減していくために、PRT法や都の環境確保条例に基づき、事業者による使用化学物質の適切な管理と情報提供を促します。また、環境リスクに関する正確でわかりやすい情報の提供や問い合わせ・相談対応の充実、各主体間のリスクコミュニケーションを促進します。市

が行う清掃事業の管理運営等では、情報公開や双方向コミュニケーションに努めます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|-------------------|-----------------------------------|------------------------------|------------|----------|--|
| 5-2-1 化学物質を適正管理する | 教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。 | 机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、調査測定をする。 | 学務課 保育課 | 継続 | 改修工事を行った教室やパソコンのリース期間満了に伴う総入替を行った教室について、ホルムアルデヒド、VOC検査を行った。今後も備品等の大量入替や購入、また教室の改修工事を行うことが考えられるので、引き続き検査を行っていきたい。（学務課） 今年度は改修工事等がなかったことから、実績はない。しかし、今後、改修工事等がある際は、ホルムアルデヒド等の検査を行っていきたい。（保育課） |
| | 適正管理化学物質に係る指導をする。 | 使用している事業所から報告をもらう。 | 環境政策課 | 継続 | 都条例に基づく提出：21件 市条例に基づく提出：4件 |
| | PRTRや環境確保条例に基づく情報提供をする。 | ホームページによる情報提供をする。 | 環境政策課 | 継続 | ホームページによる情報提供 |
| | 化学物質に関するデータベースの整備活用と市民等への情報提供をする。 | ホームページによる情報提供をする。 | 環境政策課 | 継続 | ホームページによる情報提供 |
| | 化学物質の環境リスク情報の公開をする。 | ホームページによる情報提供をする。 | 環境政策課 | 継続 | ホームページによる情報提供 |
| | アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。 | 届出受付は2,000㎡以下の場合のみ行う。 | 環境政策課 | 継続 | 届出：1件 |

5-3 ヒートアイランド対策

小金井市内でも、緑地や裸地が減少し舗装面や建築物が増大した地区でヒートアイランド現象が実感されるようになってきているため、観測地点を定めてモニタリング体制を整えます。ヒートアイランド現象の防止や緩和に向けて、緑地・水面の確保や、コンクリート、アスファルト舗装などの見直しに取り組みます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------|----------------|---------------|-----|----------|-----------------------------------|
| 5-3-2 緑地や水面を確保する | 屋上緑化・壁面緑化を進める。 | 各小・中学校を対象に行う。 | 庶務課 | 継続 | 23年度は実施なし |
| | 校庭の芝生化を進める。 | 各小・中学校を対象に行う。 | 庶務課 | 実施 | 小金井第四小学校及び東中学校校庭芝生化（計4,221㎡） |

| | | | | | |
|---------------------------------------|------------------|----------------------|-------|----|-----------------------|
| 5-3-3 建物敷地・道路・建築物のコンクリートやアスファルト舗装を見直す | 透水性舗装など道路舗装を進める。 | 歩道の透水性舗装・浸透ますの設置を行う。 | 道路管理課 | 継続 | 透水性舗装720㎡ 浸透ます43ヶ所 |
|---------------------------------------|------------------|----------------------|-------|----|-----------------------|

6. 小金井らしい景観をつくる

「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。小金井らしい景観は何かを市民とともに考えながら、その景観の実現に向けた取り組みを検討・実施します。そのような中で、国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林の緑の減少や、それらの自然とのつながりの中でつくられてきた有形・無形の文化遺産が消えていくことに対する対策が急がれます。

駅付近などの新たな開発や建築では、小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていくことが課題です。

6-1 小金井らしい景観の確保

小金井らしい景観とは何かについて話し合い、明らかにしていきます。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林など環境保全機能にもすぐれた要素を景観資源として位置づけ、まちづくりの中での保全活用を検討します。まちの美化や、まちや河川の清掃などをより一層進めます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|----------|----------|---|
| 6-1-1 小金井らしい景観を保全する | 市民と景観形成を考えていく。 | まちづくり条例の諸制度の周知に努める。 | まちづくり推進課 | 継続 | 周知に努める。 |
| 6-1-2 まちの美化を進める | ポイ捨ての防止などの普及啓発・環境美化を推進する。 | 不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。 | ごみ対策課 | 継続 | 不法投棄が頻発する箇所に看板を設置し、警告を促す。また、希望する市民には各種警告看板を配布し、適宜活用してもらう。 |
| | ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発をする。 | ごみリサイクルカレンダー、市報等に掲載しPRする。 | ごみ対策課 | 継続 | カレンダーや市報での掲載で継続的にマナー向上を呼び掛け、ごみの適正排出を促す。 |
| | 屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発をする。 | パンフレットを作成し配布する。 | 道路管理課 | 継続 | 除却件数：134件（内訳はり紙96枚、はり札35枚、立看板3枚） |

| | | | | | |
|-----------------|----------------|---|----------------------------------|----|--|
| 6-1-2 まちの美化を進める | アダプトプログラムを進める。 | 市民と市がお互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで、事業を行う。 | 企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課 | 継続 | 平成23年度実績としては ないが、市ホームページで「環境美化サポーター制度（アダプトプログラム）」の案内をしている。（企画政策課） 11の団体及び個人により市道等の清掃が継続して行われており、会員数が302名に達した。今後は掃除の取組がされてない市道で取組む団体と合意し、活動域を広げたい。（道路管理課） |
|-----------------|----------------|---|----------------------------------|----|--|

6-2 歴史的文化的遺産の保全

玉川上水、小金井桜や五日市街道に代表される歴史的風致や、古道・石仏・古木などの文化的遺産、民間信仰や年中行事などの無形の遺産に親しむ機会を設けて保全・継承をはかり、さらにまちづくりの中で積極的に景観形成や環境学習などに位置づけて、地域や活動の活性化を図ります。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--------------------------|---|---|----------------|----------|---|
| 6-2-1 歴史的文化的遺産の保全・継承する | 玉川上水・五日市街道等の歴史的風致の保全について情報提供や親しむ機会を作る（国指定史跡玉川上水及び名勝小金井桜の保全） | 文化財センターで企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。 | 生涯学習課 | 継続 | 企画展2回、史跡めぐり1回実施 |
| | 農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。 | 緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。 | 経済課 農業委員会 | 継続 | ■農地パトロール 実施期間：5月～10月 対象農地：市内全域 内容：地区の担当委員によるパトロールを実施、管理不十分農地に指導や指摘を行い改善を促した。 |
| | 農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。 | 制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について相互の調整を図る。 | 環境政策課 農業委員会 | 継続 | 生産緑地の追加指定や肥培管理状態の問い合わせについて、相互の調整を図り対応した。 |
| | 歴史的文化的遺産についての情報や親しむ機会を提供する。 | 文化財センターでの展示、各種講座、文化財めぐり等の実施 | 生涯学習課 | 継続 | 企画展2回、文化財講演会1回、古文書講座3回、史跡めぐり1回実施 |
| 6-2-2 歴史的文化的遺産をまちづくりに活かす | 水田・用水路復活として自然再生事業を支援する。 | 野川自然協議会に参加する。 | 環境政策課 | 継続 | 野川調節池での自然再生事業に係る活動支援施設への支援。 |

6-3 環境と共生する都市づくり

環境に配慮した都市整備が進むよう、まちづくり条例の中に環境配慮指針を定めたり、開発や建築に際しての規制・誘導施策の検討や、環境影響評価の実施を行います。建物の新築・増改築では、省エネルギーシステムや水の循環的利用をはじめとする環境に配慮した施設整備を促進します。特に公共施設や民間の大規模プロジェクトでの導入を進めます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------------|---|--|---------------|----------|---|
| 6-3-1 環境に配慮した都市整備を進める | 駐輪場の整備をして自転車利用のまちづくりをする。 | 慢性的に駐輪場が不足している状態で、空いている土地もないためJR中央線の高架下利用を検討する。 | 交通対策課 | 継続 | JR中央線の高架下利用について、JRと協議を実施した。 |
| 6-3-2 環境に配慮した施設の整備を進める | 環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。 | 開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め推進していく。また、公共施設の建設・改修工事に際しては、環境に配慮した物を使用し、省エネルギーの電気機器等、また、多摩産木材を使用するよう推進する。 | 環境政策課 | 継続 | 開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求めている。（23年度24件） また、環境配慮型住宅新築工事では、市民に自然エネルギーの活用を促進するため、太陽光発電パネル、太陽熱温水器、雨水貯留タンクなど環境に配慮した設備を建物に設置した。 |
| | 環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。 | 雨水を活かしたまちづくりのため雨水浸透ます及び雨水貯留槽の設置を推進する。 | 下水道課 環境政策課 | 継続 | 公共施設の整備は100%の実績で施工しており、これからも継続して整備していく。（下水道課） 雨水貯留施設設置費補助制度により、設置を推進した。（環境政策課） |
| | 環境に配慮した公共施設整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。 | 公共施設の建設・改修工事に際しては、環境に配慮した施設整備を促進する。 | 建築営繕課 | 継続 | ①さくらなみ学童保育所：冷暖房（省エネタイプ）、給湯器（エコキュート）、雨水貯留槽、浸透樹 ②たけとんぼ学童保育所：冷暖房（省エネタイプ）、給湯器（エコキュート）、雨水貯留槽、浸透樹、太陽光発電 ③第二分団：冷暖房（省エネタイプ） ④第一小学校：冷暖房（省エネタイプ） ⑤第二小学校：冷暖房（省エネタイプ） ⑥東中学校：外灯（太陽光） |

7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

市では、市民の協力によりごみ減量や分別が進められてきました。燃やすごみは減少し、燃やさないごみや資源の回収量は増加しています。最終処分場の残余容量には限りがあり、また小金井市の中間処理場は老朽化しており、本市の可燃ごみを処理する焼却施設は平成19年3月に稼働停止しました。ごみ処理・処分は環境負荷が生じる一方で、市税収入の1割以上という莫大なコストをかけて行われています。ごみ減量をさらに進めるためには、各家庭・事業所などのごみ減量努力と、ごみになるものを作らない・売らない・買わない社会的な仕組みづくりが必要です。

7-1 ごみを出さない

廃棄物の減量のためには、不要なものは生産しない、販売しない、買わないという生産者・商業者・消費者それぞれの取り組みが不可欠です。レジ袋やトレーなどの容器包装の削減を、市・市民・事業者の協力で進め、ごみ処理やリサイクルのコストの適正な負担の仕組みを検討・実現していきます。衣食住のあり方や生活時間の使い方など、ライフスタイルを見直していくことも、ごみ問題の根本的な解決に向けて必要です。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|------------------------------|---|--|-------|----------|--|
| 7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない | 簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、ノーレジ袋デーの実施によるマイバック持参の奨励等を行う。 | リサイクル推進協力店認定制度をPRし事業者と市民が協働して実現するよう啓発する。 | ごみ対策課 | 継続 | 平成23年度末現在8店舗認定。今後も認定店拡大に努める。また、ノーレジ袋及びマイバック持参キャンペーンを実施。 |
| | 分別等の指導による事業系ごみの減量及び資源化 | 事業所のごみの排出状況調査と指導を行う。 | ごみ対策課 | 継続 | 事業所へのごみ減量と資源化について指導を継続。 |
| | ごみにならない製品選択についての情報提供をする。 | 市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行う。 | ごみ対策課 | 継続 | 引き続き、市報・ホームページ等での周知を行う。 |
| | マイバック持参の奨励 | スーパーの店頭や駅頭において啓発用グッズを配付し、マイバック持参を奨励する。 | 経済課 | 継続 | 啓発物品1500個作成 |
| 7-1-2 ライフスタイルを変える | ごみを出さないライフスタイルの普及啓発、ノーレジ袋デーの実施 | 市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行い、またノーレジ袋デーキャンペーンを実施する。 | ごみ対策課 | 継続 | 市報・ホームページにて生活スタイルの見直しによるごみの発生回避、発生抑制を啓発する。また、ごみゼロ化推進員によるノーレジ袋キャンペーンを実施し、レジ袋の削減・マイバックの促進をPR。引き続き定期的に実施予定。 |

7-2 資源循環の推進

リユース・リサイクルを促進するために、製品や販売店に関する情報を提供したり、地域全体での取り組みを考えていきます。分別排出・回収を進め、品目ごとに適切なリサイクルルートを構築し円滑に運用するとともに、市民にとってリサイクルが目に見える仕組みづくりなどを工夫します。市自らのグリーン購入を進め、販売事業者や市民に対しては、環境ラベリング制度やエコストアなどの方法を活用して、情報提供や普及啓発を行います。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|--|---|---|-------|----------|--|
| 7-2-1 リユースを進める | リユース（再利用）できる製品や取り扱っている販売店（リサイクル協力店）に関する情報提供をする。 | 市報ごみリサイクル特集号 市ホームページ等で行う。 | ごみ対策課 | 継続 | フリーマーケットの開催や出展募集の掲載等で、不要品の再使用を促進する。 |
| | 市報によるごみ減量及び資源化の啓発をする。 | 市報ごみリサイクル特集号にごみの処理量や処理経費を掲載し周知する。 | ごみ対策課 | 継続 | 市報7月15日号ごみ減量・リサイクル特集号で、ごみ・資源物処理量及び廃棄物会計による処理経費を掲載。 |
| | 環境学習関連資料を提供する。 | 環境教育にかかわる資料を学校に提供する。 | 指導室 | 継続 | 前年度までに学校へ配布済の環境副読本CDを活用するための消耗品を学校へ提供した。 |
| 7-2-3 品目ごとのリサイクルのルート構築と円滑な運用を進める | 市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を検討する。 | 家庭で不用となった品物を必要な方に有効活用していただく、不用品交換コーナーを設置する。リサイクルバザーや食器リサイクル事業を実施する。消費者団体を支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。 | 経済課 | 継続 | 不用品交換コーナー（常設）登録件数83件、成立19件 リサイクルバザー・食器リサイクル事業 毎月第3木曜日実施 リサイクルバザー出展者137人・利用者705人 食器リサイクル利用者606人・回収量2600.3kg おもちゃの病院利用者73人 |
| 7-2-4 資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入を進める（グリーン購入） | グリーン購入についての普及啓発をする。 | ホームページを活用し市民に対し普及啓発する。 | 環境政策課 | 継続 | 各種情報をホームページ等で周知した。 |
| | 率先したグリーン購入（小金井市グリーン購入基本方針）を推進する。 | 庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取り組みとして報告する。 | 環境政策課 | 継続 | 各種情報をホームページ等で周知した。 |

7-3 適正な処理

環境負荷の少ない処理・処分技術の導入や低公害収集車両の導入などにより、収集運搬・中間処理・最終処分の環境負荷をできるだけ減らします。特に、有害物質の適正な処理・処分を徹底します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|----------------------------------|--|---|--------------|----------|---|
| 7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す | 廃棄物処理の環境負荷削減など廃棄物の適正処理の取組をする。 | プラスチックごみのケミカルリサイクル化や金属類の再資源化による埋立て量の削減をする。 | ごみ対策課（中間処理場） | 継続 | 平成23年度埋立処理量87t 平成23年度総資源化量13,159t |
| | 収集車両による環境負荷を削減する。（ディーゼル車から天然ガス車及びアイドリングストップ装置装着） | 車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入する。 | ごみ対策課 | 継続 | 委託業者による収集車両の買い替えの際に天然ガス車を2台購入。 |
| 7-3-3 新たな処理・処分施設のあり方を検討する | 新ごみ処理施設（平成29年4月稼働予定）の建設計画を実施する。 | 平成22年3月31日付けで新ごみ処理施設の建設場所を「二枚橋焼却場跡地」に行政決定したことに伴い、引き続き建設実現のために不可欠な2点の課題（関係市のご理解・ご協力を得ること及び周辺住民との信頼関係の構築を図ること）の解決に取り組む。 | ごみ対策課 | 継続 | 新ごみ処理施設の建設場所を「二枚橋焼却場跡地」に決定したことに伴い2点の課題（・関係市の理解・周辺住民との信頼関係の構築）に取り組んできたところであるが、関係市の跡地利用計画が公表されたことにより、二枚橋焼却場跡地での施設建設事業の推進が厳しくなった。今後は、「ごみ処理問題はあらゆる方策を検討し、平成24年度末までに実現可能な方針を示す。」こととした。 |

7-4 有機系廃棄物の循環利用

一般廃棄物で大きな重量比を占める生ごみについて、肥料化を進めます。その肥料を地域の農業者が使用し、収穫した農産物が生ごみの排出者である市民等に還元される仕組みづくりにも取り組みます。また、剪定枝・落ち葉についても、資源として循環利用する事業に取り組みます。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|----------|--------|----------|----|----------|-----------------------------------|
|----------|--------|----------|----|----------|-----------------------------------|

第3章 取り組みの進捗状況

| | | | | | |
|-----------------------|--------------------------|--|----------------|-----|--|
| 7-4-1 生ごみの肥料化・堆肥化を進める | 生ごみ肥料化対策による生ごみの資源化を促進する。 | 生ごみを肥料化し、燃やすごみを減量する。 | ごみ対策課 | 継続 | 市内市立保育園及び小中学校に設置している生ごみ処理機での乾燥物の生成。市内全域での戸別回収及び市内11カ所での拠点回収による一般家庭からの乾燥物回収 |
| | 生ごみ処理機器などの資源化機器の普及を図る。 | 生ごみを減量するための機器を購入した人に補助金を支給する。 | ごみ対策課 | 継続 | 平成23年度交付実績 電動式272台、コンポスト5台、事業用3台 |
| 7-4-2 剪定枝等の資源化を進める | 学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。 | 剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。 | 学務課 保育課 | 継続 | 学校樹木の剪定枝等をチップ化した。(学務課)落葉等を腐葉土として、畑作りや花壇に使用した。(保育課) |
| | 公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。 | 剪定枝のチップ化を行ない、緑のリサイクルに努める。 | 環境政策課 | 継続 | チップ化したものを、市の緑地内の敷き均し材として使用した。 |
| | 公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。 | 街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル(チップ化等)に努めるように指示する。 | 道路管理課 | 継続 | 再利用が出来る施設に搬入するよう指示している。 |
| | 公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。 | 緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 | 環境政策課 農業委員会 | 未実施 | 未実施。平成24年度に梶野公園において、梶野公園内の落ち葉の堆肥化を試みる。 |
| | 家庭から出る剪定・枝葉を資源化する。 | 剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。 | ごみ対策課 | 充実 | 平成23年度実績 約797t 回収範囲を1袋(束)からとし、資源化する剪定枝・雑草・落ち葉の対象範囲を拡大した。 |

8. 地域から地球環境を保全する

私たちの暮らしは、「衣」「食」「住」どれをとっても、生産から廃棄までが小金井はもとより日本各地、さらに海外の社会や環境と深く結びついています。そのような結びつきを理解し、地域社会の中で地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を行います。中でも、地球温暖化防止が大きな課題です。

8-1 地球温暖化の防止

地球温暖化防止のために、日常生活や事業活動における省エネルギーや効率的なエネルギー利用、新エネルギーや自然エネルギーの導入を促進します。また、CoCo バスなど公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車で移動しやすい道づくりなど自動車に依存しないまちづくりを進めます。市や地域全体で温室効果ガス削減を進めるための計画を策定・実施

します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績（具体的な数値・実施内容等）・検討課題・自己評価等 |
|----------------------------------|---------------------------------|----------------------|-------|----------|--|
| 8-1-1 地球温暖化防止計画を策定する | 地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進する。 | 庁内の温室効果ガスを削減する。 | 環境政策課 | 継続 | 排出量：4,394,472kg（22年度） |
| 8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する | 電気・ガスの節約をする。 | 庁内の電気・ガスを節約する。 | 全課 | 継続 | 小中学校に夏期の電力需給対策を考案してもらい、15%カットに取り組み一定の効果を上げた。光熱使用量計測モニターを活用し、節電を意識している。（学務課） 電気使用料 前年度差△18.0% ガス使用料 前年度差△18.3%（管財課） 電気の節約に努めた。ガスは使用せず。（資産税課） 昼休みの消灯等により節約。環境行動チェックリストに基づき、個々で節約を意識し行動した。（庶務課・企画政策課） |
| | 水を節約する。 | 庁内の水を節約する。 | 全課 | 継続 | プールの水を清掃するプールロボットの順次導入を図り、プールの水の節水に努めた。また、光熱水費削減還元プログラム実施により節約の意識向上を図った。（学務課） 上下水道使用量 前年度差△15.6%（管財課） 節水に努めた。（資産税課） 昼休みの消灯等により節約。環境行動チェックリストに基づき、個々で節約を意識し行動した。（庶務課・企画政策課） |
| | 自動車による二酸化炭素の排出削減を目指す。 | エコドライブ講習会を実施する。 | 環境政策課 | 継続 | 平成23年6月と10月に全8回開催（24名参加） |
| | エネルギーを削減するライフスタイルを普及啓発する。 | 環境行動指針のチェックシートを活用する。 | 環境政策課 | 継続 | 各課の管理職者が毎月環境行動指針のチェックシートを記載している。 |
| 8-1-3 エネルギーを創出する（新エネルギー、自然エネルギー） | 公共施設への新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入に努める | 太陽光発電等を導入する。 | 関係各課 | 継続 | 平成23年度建設の環境配慮型住宅に太陽光発電を導入している。（環境政策課） 東中学校、たけとんぼ学童保育所に太陽光発電設備を導入した。（建築営繕課） |

第3章 取り組みの進捗状況

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|----------|----|---|
| 8-1-3 エネルギーを創出する (新エネルギー、自然エネルギー) | 住宅に対する新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入助成(小金井市増改築資金あっせん制度)をする。 | 自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う方に、その資金の一部を融資する。 | まちづくり推進課 | 継続 | 平成23年度 新規0件 継続6件 |
| | 住宅用新エネルギー機器の設置を促進する。 | 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により行う。 | 環境政策課 | 継続 | 住宅用太陽光発電システム：116件 高効率給湯器：215件 燃料電池：4件 |
| | 再生可能なエネルギーの導入を促進する。 | 公共施設に太陽光発電・風力発電を設置する。 | 関係各課 | 継続 | 平成23年度建設の環境配慮型住宅に太陽光発電を導入している。(環境政策課)東中学校、たけとんぼ学童保育所に太陽光発電設備を導入した。(建築営繕課) |

8-3 その他の地球環境保全

小金井における生活や事業活動が、小金井から遠く離れた地域で、何らかの地球環境破壊につながっていることも考えられます。広域的・国際的な視点で自らの行動を見直し、対策を実行する仕組みをつくります。熱帯林保護のため、公共施設における熱帯材使用の抑制や、多摩産木材の使用を進めます。国際交流を進めている地元大学と連携して自分たちの活動について情報発信したり、小金井を訪問・滞在する外国人と環境問題を通して交流するなど、環境問題を通じた国際交流に積極的に参加します。

| 環境基本計画体系 | 取組の方向性 | 事業の具体的内容 | 課名 | 23年度実施状況 | 平成23年度実績(具体的な数値・実施内容等)・検討課題・自己評価等 |
|-------------------------|--------------------------|------------------|----------------|----------|--|
| 8-3-1 地球環境破壊につながる行動を見直す | 市民や事業者が行動を見直すための情報提供をする。 | 環境行動指針を提供する。 | 環境政策課 | 継続 | 希望する市民、事業者に環境行動指針の冊子を配布すると共に、ホームページでその内容を公開している。 |
| 8-3-2 熱帯林の保護 | 多摩産木材を利用する。 | 多摩産材を使用するよう促進する。 | 建築営繕課 環境政策課 | 継続 | さくらなみ学童保育所建替工事では家具や内装材、たけとんぼ学童保育所建替工事では内装材で使用した。 |

以上の8項目からなる環境基本計画の項目に基づき、各課が進める施策事業を環境保全実施計画で表しています。

環境基本計画の体系に沿った取り組みを行っていくため、各課から計画の取り組み状況の報告を受け、検討課題の点検、自己評価をしています。また、今回お示ししている各課からの環境保全実施計画が、まだ計画の段階にあるものもあります。